牛の所有者(飼養者)・死亡牛の運送事業者の皆様へ

死亡牛届出・検査体制変更のお知らせ

令和6年4月1日から国内のBSE検査体制変更に伴い、 届出及びBSE検査の必要な死亡牛が変わります。

変更のポイント

死亡前に歩行困難又は起立不能があった牛は届出対象です

- 1 全ての月齢において死亡前にBSEが否定できない歩行困難 又は起立不能の症状があった牛は届出が必要です。
- 2 BSEが否定できない歩行困難又は起立不能があった死亡牛は、獣医師の確認・診断をうけ、死亡牛処理整理票兼届出書(以下、届出書)の作成が必要です。
- 3 届出を行う牛は、獣医師によりBSE検査が必要かどうか判断 をうけ、届出書の検査対象チェック欄に記入をお願いします。

化製場への死亡牛搬入に関するお願い

- 1 通常の死亡牛(歩行困難又は起立不能が無いもの)は、届出不要で、化製場の受付時間内に搬入できます。
- 2 届出が必要だが、BSE検査は対象外と判断された牛は、検査対象外に☑が入った届出書を持って化製場に搬入します。
- 3 届出が必要で、かつBSE検査の対象と判断された牛は、獣 医師の指示があるまで農場に待機してください。
- 4 家畜保健衛生所と化製場で搬入日時を調整し、獣医師を通じて連絡しますので、指示に従い化製場へ搬入してください。

不明な点がございましたら、お問合せください

中央家畜保健衛生所 Tel 0964-28-6021 城北家畜保健衛生所 Tel 0968-46-2075

阿蘇家畜保健衛生所 Tel 0967-22-0041 城南家畜保健衛生所 Tel 0966-22-3814

天草家畜保健衛生所 Tel 0969-22-3668